

第29回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第44号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第45号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第245号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第246号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第247号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第248号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第249号 | 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願について |
| 日程第10 | 議第250号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第251号 | 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について |
| 日程第12 | 議第252号 | 高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治
振興主事：高山緑、農地主事：船坂康博、書記：小洞雅喜、植杉祐貴
農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第29回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名全員の出席であり農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。 先日の農業委員会研修はご苦労様でした。和牛能力共進会では前回及び前々回より成績は良かったと感じました。農家をはじめ関係者各位それぞれが頑張った結果だと思います。また、懇親会も久しぶりに開催し、委員同士において日頃からの思いを話され有意義な時間でありました。研修の道中、稲の収穫状況では鹿児島ではまだ終了しておらず、福岡方面は最中、そして先週出席したサミットの福井県では収穫済みとなっており地域で大きく差があると感じました。 本日は、総会及び協議会後に役員会を開催する予定です。 総会議題に対しスムーズな審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p>

		会長が議長を務め、進行いただきます。
議	長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 7番 白畑委員と8番 小坂委員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p> <p>日程第3 報第44号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
船 坂	農地主事	<p>今回は59法人のうち7法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人形態 ②事業要件 ③構成員要件 ④役員要件 <p>について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上7件について報告いたします。</p>
議	長	<p>以上、報告のとおり確認しました。 続きまして、日程第4 報第45号 農地法の規定に基づく許可</p>

処分の取消しについて を議題とします。
事務局の報告を願います。

植 杉 書 記 今回は、1件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第245号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植 杉 書 記 今回は、6件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、6件 田畑 38筆 19,858.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第246号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と

します。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、3件 田畑6筆 2,518.88 m²についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第247号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、9件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、9件 田 畑 11筆 2,383.69㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第248号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、1件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議 長 続きまして、日程第9 議第249号 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 この件は、裁判所が公売に出している物件で農地が含まれる場

合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。

あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて3条申請による許可が必要となります。

今回は1人が買受人として申請されています。

(上程内容、物件場所等を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第250号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞書記 本日は17件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 6 2 筆 72,368.46 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第251号 農地法施行規則第

17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船 坂
農 地 主 事

本日は1件の上程です。

(解除までの経緯や取扱基準を説明)

以上、1件についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について、承認とします。

続きまして、日程第12 議第252号 高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小 洞 書 記

この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。本年は、通常的一般管理による案件で編入1件、用途変更1件、除外27件と、除外不可2件を上程しています。

最初に変更の概要説明を行い、その後一般管理案件について説明(各案件についてスライドを活用し、位置、場所を写し、地目、面積、目的等を説明)

以上、合計31件についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長

異議なしと認め、高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更について、承認とします。

議

長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第29回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時00分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

白畑 功詞 委員

小坂 治重 委員
